

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部農村振興課
内線番号	5023

No.	項目	内容
①	処分名	狩猟免許の更新
②	法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
③	法令番号	平成14年法律第88号
④	根拠条項	第51条第3項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	1. 狩猟について必要な適正を有している者であること。(法第51条第2項)
⑦	審査基準	法第51条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第58条から第61条まで
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	経由期間
		協議機関
		当該処分機関
⑫	問合せ	農林水産部農村振興課野生鳥獣担当 (電話)075-414-5022
⑬	備考	1. 環境省自然環境局野生生物課長通知(平成29年3月31日付け環自野発第1703312号)VI「狩猟」VI-1の6「狩猟免許の更新」 2. 法第44条に基づき、毎年狩猟免許試験を行った上で各合格発表日に免状を交付している。 3. 各広域振興局又は京都林務事務所で交付事務を行っている。